

令和元年第6回農業委員会総会議事録

令和元年6月13日（木）第6回総会を市役所南庁舎1階1C会議室に招集した。

農業委員 18人

会長	18番	逸見 力士	会長職務代理者	1番	谷岡 收藏
	2番	清原 保		3番	大原 砂利
				4番	三上 雄二
	5番	谷川内 茂		6番	倉脇 敏弥
				7番	眞壁 勲二
	8番	神山 順一		9番	川上 憲次
				10番	久保木 誠
	11番	藤本 彰		12番	山田 條一
				13番	小田 正廣
	14番	奥山 亮		15番	橋本 澄男
				16番	藤澤 和利
	17番	仲田 清志			

推進委員 9人

	1番	小西 堅		2番	山本 計博		3番	泉 登
							6番	長岡 保義
				5番	三輪 金樹			
				7番	後藤 保夫		8番	井上 光男
							9番	鈴江 寛
	10番	奥津 忠和						

欠席委員 1人

推4番 溝尾 美恵子

議事	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第29号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請について
	議案第30号	現況証明にかかる現況認定について

報告事項	農地法施行規則第29条の届について
	農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について
	法務局照会について
	完了届について

協議事項

その他

事務局職員（書記）	事務局長	小川 泰典
	次長	竹村 陽子
	主幹	藤井 和昭
	主査	滝口 良樹

(開会時刻 午前9時30分)

藤井主幹	それでは、新見市農業委員会第6回総会を開催致します。 本日の出席は27名、欠席は推進委員4番溝尾委員です。 それでは逸見会長から挨拶をお願いします。
会 長	皆さん、改めましてご苦勞様です。 (中略) 本日もよろしくお願ひ致します。
藤井主幹	ありがとうございました。続いて「農業委員会憲章」の唱和を行います。 今回は7番眞壁委員に先導をお願ひ致します。
眞壁委員	「農業委員会憲章」の先導
藤井主幹	ありがとうございました。それでは、ここからの進行は会長よろしくお願ひ致します。
会 長	恒例により議長を務めさせていただきます。円滑な議案審議にご協力をお願い致します。 それでは日程1「議事録署名委員の決定」を行います。 本日議事録署名委員は16番藤澤委員、17番仲田委員にお願ひ致します。 続いて、日程2「議事」に入ります。 議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今月は農地法第3条の申請が2件ありました。現地調査を5月28日に行いました。1番ですが、場所は金谷、現況地目は田、売買により所有権移転をするというものです。作物は水稻、作業従事者は2名となっております。売買価格は記載の通りです。3条2項各号の該当状況ですが、1号の「全部効率利用」ですが、機械、従事者等も揃っており農地のすべてを効率的に利用できるものと思われまゝす。2号ですが譲受人は個人であり該当致しません。3号信託でもないのて該当致しません。4号「農作業常時従事」ですが譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる為該当致しません。5号の下限面積ですが当該地区の10aを超えているので該当致しません。6号の貸借にも値しません。7号の地域調和ですが、譲受人が耕作している農地に隣接する申請地を譲受人の希望で売買するもので、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以

	<p>上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしていること、また近隣耕作者への売買であり、地域調和も支障ないことなどから、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
藤澤委員	<p>6月10日に会長、三輪委員、私と申請者とで現地調査いたしました。場所は金谷の●●●駐車場の下側の田です。現在も作付けされており、譲渡人の都合で譲受人に売買ということで問題ありません。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>金谷にしては価格が安いようですが理由はあるのでしょうか。</p>
藤澤委員	<p>特に聞いておりません。</p>
会 長	<p>他にご意見等ございませんので、議案第26号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて2番の事務局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>2番ですが、確認を5月28日に行いました。場所は哲多町老栄の畑2筆、贈与により所有権移転をするというものです。作物は野菜、作業従事者は2名です。3条2項各号の該当状況ですが、5号の下限面積ですが当該地区の20aを超えています。7号の地域調和ですが、親から子への家族間贈与であり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。1号から4号、6号についても該当致しません。以上、この所有権移転については、申請書類は揃っており、取得後の農地を全て利用すること、機械、労働力なども問題なく面積要件も満たしており、また家族間の贈与であり、農地法3条2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p>

会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
奥山委員	6月8日に川上委員、鈴江委員、私と申請者とで現地調査いたしました。場所は●●小学校から東へ100mの所です。申請人が高齢の為、譲受人に贈与したいということです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第26号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 続いて議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。
小川局長	4条の申請は1件です。確認を5月28日に行っています。場所は草間、現況地目は畑、転用目的は営農型発電施設、転用理由は椎茸栽培を行いながら営農型発電施設を設置し、一時的に利用するというものです。工事期間は、許可日から6ヶ月です。この申請地は甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、農地法第3条に基づく賃貸借権の設定をしている農地において、この度、椎茸の菌床栽培を行いながらそのハウス施設を活用し営農型発電を目的とした太陽光発電施設を設置するというものです。転用面積は支柱部分の面積の0.628㎡となっています。申請理由は以前ビニールハウスで椎茸栽培をしていたが、雪や台風で倒壊していた。このためもっと頑丈なハウスを考えたが高価なため断念をした。そこで、連系しなければ何の申請もいらないということで試験的に太陽光発電設備の施設を利用し、その下で栽培してみたら良いものができたので、今回、申請地を転用し菌床栽培をしながら太陽光発電も行いたいということで申請がありました。施設概要は、平面図の上部に入口、運搬用自動車駐車場、その下に3棟栽培施設を設置する計画です。支柱面積を支柱の総本数125本を掛けると転用面積が0.628㎡になります。ブロック型の菌床を設置して栽培するというものです。配置は作業性を考えて1.5mの高さまでとし、4段に並べ、上から散水し、また、エアコン等を設置し、温度管理をしながら栽培する計

	<p>画です。販売計画は記載の通りです。</p> <p>資金計画ですが、土地造成費及び設置整備費は記載の通りで、全て自己資金です。転用期間は一時転用で、施設の下部において適切な営農が行われているのが前提で、営農が行われない場合や収穫量が2割以上減少している場合などは施設を撤去し、農地に復旧することが条件になります。適切な営農が行われているかどうかは毎年、2月末日までに農業委員会へ収穫量や品質等の状況報告が義務づけられています。一時転用許可期間満了前に営農条件を十分勘案して再認可することもできます。</p>
会長	<p>この件について、申請人が説明をするということで来てもらっています。</p> <p>(申請人 入室)</p>
会長	<p>それでは、申請人の説明を求めます。</p>
申請人	<p>今、草間で菌床椎茸栽培をさせて頂いています。今回、いろいろご相談させて頂き、ソーラーシェアリングの申請をさせて頂きました。内容は申請書の通りです。</p>
会長	<p>事務局、申請人の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
井上委員	<p>植菌はされずに菌床を購入されて生やしていくのですか。</p>
申請人	<p>そうです。植菌より、購入の方が費用対効果が良いと判断しています。</p>
後藤委員	<p>前回、事前着工で始末書を提出された件がありますが、なぜ、今回はわずかな面積ですが転用申請をされるのですか。</p>
申請人	<p>始末書前に着工させて頂いていました。発電にかかわるものは全て撤去しての申請です。</p>
後藤委員	<p>この0.628㎡は無断転用ではないですか。申請して許可を得てから着工するのが正式です。いつも着工した後から申請が出て来ているでしょう。申請してから作って下さい。</p>
申請人	<p>農業用生産施設に関しての事ではないということですか。</p>

会 長	建物についてはいいが、ソーラーシェアリングで椎茸栽培を行う事の申請です。建物についてはビニールハウスの替わりとして設置しているということですね。今回は、その施設の中で椎茸栽培をするという申請が遅れたということをして7番の方が言われているのです。
申請人	そうです。前回、始末書を出させて頂く前に私が法律を誤解していた部分があって、以前、現地を見に来て指導頂いて、当初検討していたビニールハウスでは強度が弱く、アクリルハウスであればあの規模ならかなり高額だったということで、現在使っている農業生産施設として順番が逆で申請をしないといけないということで今回、申請をさせて頂いた次第です。
橋本委員	椎茸栽培は7ヶ月間ですね。後の5ヶ月間は売電になるのではないですか。
申請人	6月から10月は、色々な実験をしていこうと考えています。
橋本委員	椎茸の利益率はどれくらいですか。
申請人	現在、●●で経営しているレストランで地産地消をかねて自家消費分も含めて約●●●万から●●●万ぐらいです。
橋本委員	後の5ヶ月の売電の利益はどれくらいですか。
申請人	日照条件によって変わりますが、約●●●万ぐらいです。
橋本委員	利益があがらなくて椎茸栽培をやめる人もおられる中で、椎茸栽培目的で申請されたとは考えにくいです。売電目的の設置と考えられるのですが。
申請人	●●さんの指導もあり、菌床を増やすことにより、これだけの収益が見込まれると考えています。これを始めたのが2012年か2013年ですが5、6年の結果を踏まえ十分可能だと考えております。
橋本委員	人件費を考えると利益率があるようには考えづらいです。目的は別のようには思います。これまで椎茸でどれくらい年収をあげたのですか。
申請人	菌床の種類によって多少変わりますが、台風や豪雪でハウスが倒れることがなければ、●●●万から●●●万ぐらいは達成できています。

会 長	ほかにご意見等ありませんか。 (意見、質問なし)
会 長	それでは、申請人は退室してください。 (申請人退室)
会 長	それでは、ただいまより審議を行います。
久保木委員	営農型なのに5ヶ月しかない。売電目的と考えられるので、誓約書を書いてもらい、営農しない時は電気を止めてもらうべきではないか。
会 長	農業をしない間、電気を止めるというのは無理なのではないか。
小川局長	営農型発電施設なので、営農するなら売電は認められます。
井上委員	施設の中で栽培する作物は何でもいいのですか。ソーラーの屋根の施設、つまり売電するための施設として許可が通った時には、他の人もこれを参考に申請するのではないのでしょうか。
会 長	そうです。施設の下で営農するという申請は問題ありません。
小川局長	収穫量が2割以上減少した場合は改善指導を行うことによりますが、改善されなければ営農とみなされなくなります、これはあくまで一時転用なので、そのような状態になった場合、再認可ができなくなり、施設を撤去しなくてはなりません。
谷川内委員	収量があがらなければ施設を撤去することになっているのであれば許可しないといけないのではないかと思います。
後藤委員	計画書通りにやっているかどうかの確認はするのですか。
会 長	一年毎にやります。
神山委員	担当地区委員ですが、以前、農道を作らせてほしいと何ヶ月も前から言われた時から、パネル用の支柱が置いてありました。審議の結果、認めざるを得ないとなれば仕方ありませんが。

会 長	<p>これまで発電しないならパネルは置いて良いという判断を農業委員会 がしていたので、建物は認めていたのです。</p>
後藤委員	<p>この件は、計画通りに実行するのであれば、営農型発電施設なので仕方 がないと思います。</p>
会 長	<p>色々ご質問、ご協議いただきありがとうございました。それでは、転用 期間は3年間ということでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>それでは採決をとります。転用期間は3年間ということで議案第27号 1号に賛成の方は挙手をお願い致します。</p> <p>(挙 手)</p>
会 長	<p>賛成多数と認め申請のとおり決定と致します。 なお、本案件は県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要とし てよろしいでしょうか。</p> <p>(全員承諾)</p>
会 長	<p>続いて議案第28号農地法第5条の規定による許可申請について事務 局の説明をお願いします。</p>
小川局長	<p>今回、5条の申請は7件です。現地確認は5月28日に行いました。1 番の申請地は高尾、現況地目が畑2筆、転用目的は露天駐車場です。転用 理由は共同住宅を建築するため、宅地を拡張し露天駐車場の敷地として利 用するという事です。契約の種類は、売買による所有権移転で価格は記 載の通りで、工事期間は許可日から6ヶ月です。この申請地は農用地区域 内農地以外であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内 にある第3種農地です。譲受人は現在ある宅地の賃貸共同住宅建築に伴い 駐車場確保のため、宅地拡張の必要があり申請するものです。農地区分と 転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺は 住宅地で他に影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金 計画については、土地造成費は記載の通りで全て自己資金であります。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>

倉脇委員	6月11日に眞壁委員と溝尾委員と私で現地調査いたしました。場所は旧●●●の山側の道路沿いです。隣接したこの場所を利用しないといけない所でした。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第28号1番に賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて2番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	2番ですが、5月28日に確認。場所は石蟹で、現況地目は畑、転用目的は自家用駐車場で、転用理由は自宅敷地内の駐車スペースが狭く、来訪者の駐車する場所がないので自宅前の申請地を譲り受け駐車場として利用するという事です。契約の種類は売買による所有権移転で価格は記載の通りで、工事期間は令和元年7月1日から令和元年8月31日です。この申請地は農用地区域内農地以外であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地です。譲受人は現在、来訪者が駐車する場所がないので自宅前の申請地を譲り受け露天駐車場を設置するもので、申請地に代えて利用できる適当な土地がなく、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。又、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画については、土地造成費は記載の通りで全て自己資金であります。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
藤澤委員	6月10日に会長と三輪委員と私で現地調査いたしました。場所は石蟹の●●小学校の裏です。道を隔ててあるプールの前です。この申請地も駐車場とほぼ平行にあり、かつて野菜を作られていた場所です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。

	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第28号2番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。なお、この2件については面積が30a未満のため、県農業会議の諮問は任意となりますが、諮問は不要としてよろしいでしょうか。
	(全員承諾)
会 長	次は4月総会で保留にしていた案件です。状況について事務局の説明をお願いします。
小川局長	3番、4番については薪置き場への転用案件ということで、事前施工であったことや太陽光発電施設が設置されているということから、4月総会で保留になっていました。5月の総会でパワーコンディショナーと集積盤を撤去させるということが決定し、総会終了後、農地部会、会長、代理と協議し、すぐに撤去するように指導しました。その後、先方より5月20日午前中に撤去したとの連絡があり、その日の午後に現地調査をして撤去を確認致しました。
会 長	事務局の説明が終わりました。これについて、申請人に質疑がありましたら、入室してもらいますがいかがでしょうか。
	(申請人に質疑ありの声あり)
会 長	それでは、申請人は入室して下さい。
	(申請人 入室)
会 長	それでは、質疑を行います。
後藤委員	パワーコンディショナーは取って、今は発電はしていないと聞きました。今後以降、パネルは屋根としての使用のみでパワーコンディショナーは設置しませんか。

申請人	そこに関しては検討中です。というのも中で電気が必要な時、自家消費も考えています。動力に関しても売電の形ではなく自家消費として近い将来考えないといけないと思っています。電気を買うより自家消費をする方がコストが安くなるというのが考え方の基本です。
後藤委員	薪置き場で電気が必要なのはなぜですか。
申請人	薪置き場でも必要ですが、その隣で作業をしますので電気が必要です。
後藤委員	では、この薪置き場の申請において、電気を利用するので今後発電を行うためにパワーコンディショナーを設置するということを申請書に書いてあるのですか。
申請人	現時点では書いておりません。
後藤委員	先程の営農型発電施設とは全く違う案件です。これも事前着工です。
橋本委員	パネルを屋根に置いているだけならかまわないが、現場で電気を使うなら、中電に電柱を立ててもらって使う方が安いです。この面積のソーラーパネルの電気を薪置き場だけで全部消費するとは考えられません。
申請人	薪置き場では必要な分だけ一部使用するだけです。
橋本委員	自家消費以外の残りはどうされるのですか。
申請人	必要なだけのパワーコンディショナーの設置を検討しています。しかし、電気を買う方が安いか自家消費が安いのかはまだ、検討しておりません。全ての電力を使うことは現時点では予定しておりません。
橋本委員	全て自家消費に使い切れるわけがないでしょう。もし、消費するにしても、何に消費するのですか。
申請人	薪をチップにしたりする時、粉砕機に使ったり、電動の薪割機とか1kw、2kw消費するので、それを買った方が安いのか、自家消費をした方が安いのが今後の検討課題となっています。
眞壁委員	電力を消費するしないの問題以前に、設置費がどれくらいかかり、それに費用対効果がどれくらいあるのか疑問です。設置費を考えたら常識的に買った方が安く、簡単なのは明らかです。

申請人	1～2年のスパンで考えていません。今後10年、20年で長い期間で設置費を回収する考えです。プレハブ、倉庫を建てることを考えるとあのハウスは約3分の1で設置できます。新見の間伐材等の木の有効利用、また農業は4月から10月をメインにされており、その後の農業の収入を増やす目的も兼ねて、農業の会社とソーラーの会社を運営して実践しています。もちろんこれに対して利益を考えており減価償却費、人件費等をふまえても利益が上がるかと判断し実行しています。
谷川内委員	自家消費をされるということなので中電とは接続されないのですか。
申請人	その方が長い目で見て費用対効果が高いと判断したらそうします。
谷川内委員	中電とつなぐとなれば、売電が目的となるのではないですか。
申請人	どうしても必要と考える深夜などはつなぎます。
谷川内委員	電気を買うという意味ではなく、ソーラー発電の装置を中電とつなぐという意味です。
申請人	検討中です。
谷川内委員	検討中のものに対して委員会として答えを出すことはできません。売電としては中電とはつながないなら、屋根として使用してもかまいません。明らかに中電とつないで売電するかも知れないということを検討中では審議できません。
申請人	薪置き場への地目転用がポイントなのか、売電するかしないかがポイントなのか教えて頂きたい。
後藤委員	屋根材にパネルを使用するのは勝手ですが、発電は絶対だめということです。
申請人	発電しないことが、地目転用のポイントになっているのでしょうか。薪置き場として利用するしないではなく、そこがポイントになっているのであれば発電はしません。
谷岡代理	撤去を確認した際に置いてあった電線とパワーコンディショナーは撤去されましたか。

会 長	<p>この度の問題の一番の原因は、屋根材に太陽光パネルを利用したハウスを当委員会が認めたことが起因しているのかもしれませんが。今後は農業以外に利用する可能性が高いということからすると農業ハウスとして認めないこととしないといけないと思います。以前、草間でやっていたものを覚えていますよね。あれはビニールハウスでは雪や風に弱いので屋根材に太陽光パネルを利用してもいいということを知ったためにこのような問題が起きている。</p>
申請人	<p>今回、一番の問題である事前着工は相談をせずにやったことについては反省しております。今後についてですが、ソーラーシェアリングに関してですが、田んぼの上にソーラーをしたりするのも農業用生産施設と認められないということなのではないでしょうか。</p>
会 長	<p>ソーラーシェアリングは問題ありません。農業用ハウスは無届で設置できます。その農業用ハウスにパネルを使用するのは紛らわしいということです。ビニールではなしに屋根にパネルを利用していた施設も、これまでは農業用ハウスとして認めていたわけですが、今後はその施設が発電施設に変わる可能性があることから農業用ハウスとは認めないということです。</p>
申請人	<p>連系もせず、売電もせず自家消費であっても認められないということになるのでしょうか。</p>
会 長	<p>農業用以外に利用される可能性が高いので、パネルを置いたハウスは認められません。</p>
申請人	<p>自家消費であれば農業用に使用できるという認識であったのですが、それは違うということでしょうか。</p>
会 長	<p>それがなぜいけないのかと言うと、農業ハウスは届をせずに設置できます。これまでは相談せずにパネルを載せた施設の設置を認めてきたことが問題を起しているということです。</p>
申請人	<p>以前、お話があったように、発電量が消費電力量の1.5倍までで自家消費のためにそれなりの電力を使いますという資料を提出してご相談しながら進めるということは問題ないのでしょうか。</p>
会 長	<p>問題ありません。</p>

申請人	わかりました。
谷岡代理	農地ではなく山林にすれば、このような問題がないと思います。
後藤委員	それは言うことはできません。 先程、●●さんはこの施設では「発電をしません。」と言われました。このことを守って下さい。もし、発電したら施設を撤去することになり、従わなければ刑事告発をするべきです。
会 長	だいたい意見は出たかと思います。ここで、再度確認をしておきます。この施設では発電はしないということと分電盤のCTを撤去するということがよろしいですね。
申請人	はい。
会 長	それでは、申請人は退出して下さい。 (申請人 退室)
会 長	それでは、今後は屋根材に太陽光パネルを利用したハウスは農業用ハウスとして認めないことをこの後、協議して確認したいと思います。
橋本委員	自家消費の場合も同じ考えですか。
会 長	農業用に自家消費する場合で申請書が出てくるものは受け付けます。
後藤委員	許可条件に太陽光発電はしないことを付け加えておいて下さい。
会 長	ほかにご意見等ないようでしたら、議案第28号3番・4番について、薪置き場としての転用で発電はしないということを許可条件に加えることとして、この議案について賛成の方は挙手をお願い致します。 (挙 手)
会 長	賛成多数と認め申請のとおり決定と致します。なお、この2件については面積が3,000㎡を超えるため、県農業会議の諮問が必要となりますが、諮問会議において許可適当と認められた場合、総会を省略して会長名で許可することをご了承ください。 それでは、再度、申請人は入室して下さい。

	(申請人 入室)
会 長	このたび、申請のあった、草間の営農型発電施設及び土橋の薪置き場への転用については承認とします。ただし、薪置き場の件については、県の諮問会議で最終的に判断されます。なお、今後、屋根材に太陽光パネルを利用したハウスは、農業以外に利用される可能性が高いことから、農業用ハウスとは認めないのでご了承下さい。それでは、申請人は退出して下さい。
	(申請人 退室)
会 長	続きまして5番について事務局の説明をお願いします。
小川局長	5番ですが、5月28日に確認をしました。場所は菅生、現況地目は畑2筆、転用目的は墓地及び参拝用地、転用理由は現在の墓地は自宅から離れたところであり、参拝に不便なため自宅前の申請地に移転するもので、契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は、許可日から令和元年9月30日までです。申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、墓地が山中にあり墓参り等が不便な為、自宅に近い申請地に移転する為の転用であり、申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費及び墓石設置費は記載の通りで全て自己資金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
谷岡代理	6月6日に小西委員と私とで現地調査いたしました。離れている墓地を自宅前に移転したいということです。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
久保木委員	墓地及び参拝用地とありますが、墓地はどれぐらいですか。
谷岡代理	申請墓地は20㎡以内と決まっています。
会 長	他にご意見、ご質問はありませんか。ないようでしたら議案第28号5番に賛成の方は挙手をお願い致します。

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて6番の事務局の説明をお願いします。
小川局長	6番ですが、5月28日に確認をしました。場所は哲多町成松、現況地目は畑、転用目的は一般住宅、転用理由は借受人は現在アパート住まいですが、祖父の所有する申請地に住宅を建築するもので、契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は、令和元年7月1日から令和元年12月31日までです。建ぺい率は22.3%です。申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、借受人は実家を出て家族でアパートで生活しておりますが、この度実家の父や祖父の世話をするため実家に近い申請地に孫夫婦の住宅を新築するもので、所有する土地で申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。
会 長	この件について関係地区委員の説明を求めます。
川上委員	6月8日に奥山委員と鈴江委員と私、申請人とで現地調査しました。場所は新見川上線県道、●●支局から南へ300m行き、●●神社から西へ100m行ったところ です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第28号6番に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて7番の事務局の説明をお願いします。

小川局長	<p>7番ですが、5月28日に確認をしました。場所は哲多町本郷、現況地目は田、転用目的は一般住宅、転用理由は借受人は現在アパート住まいですが、将来を考え、父の所有する申請地に住宅を建築するもので、契約の種類は使用貸借権の設定です。工事期間は、令和元年7月10日から令和元年11月30日までです。建ぺい率は26.35%です。申請地は農振農用地から除外したもので甲種農地・第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない第2種農地と考えます。現在、借受人は実家を出て家族でアパートで生活しておりますが、手狭になったことや将来を考え実家に近い申請地に住宅を新築するもので、所有する土地で申請地以外に適当な場所はなく、土地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費、建築費は記載の通りで全て借入金です。</p>
会 長	<p>この件について関係地区委員の説明を求めます。</p>
川上委員	<p>6月8日に奥山委員と鈴江委員と私、申請人とで現地調査しました。場所は新見川上線を哲多に向かうと●●駐在所があり、そこから北に80mの辺りです。</p>
会 長	<p>事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。</p>
仲田委員	<p>続けて親子間の使用貸借権の設定が出ましたが親子間での何かメリットがあるのですか。</p>
小川局長	<p>詳しくは聞いておりません。借入金の関係かもしれません。</p>
会 長	<p>そのほかご意見等ございませんので、議案第28号7番に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
会 長	<p>全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。 なお、以上3件とも面積が30a未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。</p>
	<p>(全員承諾)</p>

会 長	<p>諮問不要として申請の通り決定と致します。</p> <p>ここで5分間休憩を取ります。(11:15~11:20)</p>
会 長	<p>時間がまいりましたので再開します。続きまして議案第29号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による許可申請の新規について事務局の説明をお願いします。</p>
竹村次長	<p>今回、新規の貸付が5件出ております。</p> <p>(議案第29号1番~5番を資料により朗読説明)</p> <p>なお、1、2、4は農地中間管理事業によるものです。新規については以上です。</p>
会 長	<p>新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。1番から順次お願いします。</p>
山本委員	<p>1番、6月10日に小西委員と現地確認をしました。場所は成地の●●●の上100mの場所に3筆ありました。</p> <p>2番、場所は●●小学校から川向こうに上に100m行きそこに3筆、そこから上流に500m上がると残りの2筆がありました。全て水田になっていました。</p>
後藤委員	<p>3番、6月10日に現地確認をしました。場所は県道新見勝山線を勝山方面に向かい●●小学校から300m手前右手の踏切を100m行った所の右手にある農地です。</p>
奥津委員	<p>4番、6月6日に三上委員、谷川内委員と現地確認をしました。場所は哲西と神郷の境の182号線から1km行った所の野菜市場と道路をはさんで真向かいの場所です。</p> <p>5番、JAの●●支所から182号線を約200m行った所から旧道に入ってすぐの家の裏側にある水田です。</p>
会 長	<p>地区委員の説明が終わりました。新規についてご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
会 長	<p>ご意見等ございませんので、議案第29号新規の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。</p>

	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め新規は決定と致します。続いて再設定について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	再設定の貸付が6番から8番の3件出ております。いずれも今まで耕作されてきたものの継続であり問題ないと思われます。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりましたが、関係地区委員より補足説明はありますか。
	(ありません)
会 長	ないようですので、再設定についてご意見、ご質問はございませんか。
	(意見、質問なし)
会 長	ご意見等ございませんので、議案第29号再設定の案件に賛成の方は挙手をお願い致します。
	(全員挙手)
会 長	全員賛成と認め再設定は決定と致します。続きまして議案第30号現況証明にかかる現況認定について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回2件あります。1番ですが5月28日に確認を行いました。場所は上市、現況地目は原野、理由は昭和34年頃から耕作しておらず、雑木が生え原野となっています。2番、5月28日に確認、場所は神郷高瀬、現況地目は原野、ここも50年以上前より耕作せず雑木が生え原野となっています。
会 長	この件について地区委員の説明をお願いします。
眞壁委員	1番、6月10日に泉委員、山本委員と私とで現地確認しました。場所は上市の●●市道、●●●線で分岐点から500m行った●●集落の手前、雑木林で原野となっています。
橋本委員	2番、6月8日に大原委員、井上委員、私と確認しました。新見日南線、新郷を高瀬方面に入り旧●●小学校の右反対側、●●幼稚園跡地の裏側で

	水が半分溜まり、柳が生え原野となっていました。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)
会 長	ご意見、ご質問ございませんので議案第30号について賛成の方は挙手をお願い致します。 (全員挙手)
会 長	全員賛成と認め申請のとおり決定と致します。続いて報告事項をお願いします。農地法施行規則第29条の届について事務局の説明をお願いします。
小川局長	1件あります。5月28日に確認。場所は法曾、目的は堆肥舎ということで、面積は184.6㎡、工期は許可日から令和2年3月31日です。理由は申請人の飼育する牛の増頭により堆肥量が増えたためです。
会 長	この件について地区委員の説明をお願いします。
藤澤委員	6月10日に現地を確認しました。ここは●●●カンパニーから前々回育成牛舎の管理報告が出た所でそこから100m行った右手です。牧場とその奥に堆肥舎を増やすということです。
会 長	次に、農地法施行規則第53条の規定による許可を要しない転用について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は1件出ています。5月22日に確認しています。場所は大佐布瀬現況地目は畑、転用目的は携帯電話無線基地局の移設で、転用理由は当該地域の携帯電話のサービス向上を図るためです。契約の種類は賃貸借権の設定で、工事期間は令和元年5月27日から令和元年5月29日です。
会 長	この件について関係地区委員より説明をお願いします。
山田委員	6月10日に現地確認しました。場所は旧●●小学校から手前100mの三叉路を1.3km行き真庭市に入り西へ200m上がり、●●集落の高台です。

会 長	続いて法務局照会について事務局の説明をお願いします。
小川局長	今回は19件出ています。 (1番～19番を資料により朗読説明)
会 長	この件について関係地区委員より確認日の報告と補足説明があればお願いします。
倉脇委員	1番、5月14日に眞壁委員、溝尾委員と現地確認しました。場所はディリーフーズの側で、原野になっていました。 2番、5月17日3名で確認しました。場所は●●町旧●●の隣、宅地と公衆道路になっていました。 3番、5月17日確認しました。駅前●●●の下隣で宅地になっていました。
谷岡代理	4番、6月8日確認しました。場所は旧●●小学校の上の宅地でした。
眞壁委員	5番、5月6日に泉委員、山本委員と現地確認。場所は国道180号●●●口から西側に100mの所。高梁川とその支流にはさまれた場所です。 6番、場所は180号の●●製粉の●●工場から200mぐらい西によった所の元養魚場です。 7番、上市●●地内の水田です。完全に原野となっています。 8番は7番と地続きで同じく耕作しておらず、原野となっています。 9番、上市の●●で長年耕作されず、原野です。
山田委員	10番、11番、12番は同じ場所になります。5月10日に久保木委員、後藤委員と現地確認しました。場所は旧●●小学校から小阪部よりに100m行った所にある●●、そこを渡って500m行った所です。10番は原野と一部雑種地、11番は原野、12番は申請は原野でしたが現況は畑と公衆用道路でした。
奥山委員	13番、5月11日に川上委員、鈴江委員と現地確認しました。場所は●●学園から500m東へ行った所です。原野になっていました。 14番は13番に隣接しており、同じく原野でした。
川上委員	5月11日に奥山委員と現地確認しました。15番から18番は隣接した土地であり、代表者2人と会い確認しました。

三上委員	19番、6月6日に谷川内委員と奥津委員と現地確認しました。場所は国道182号線沿いの●●建材を右に入り●●集落の●●寺の上隣で原野となっていました。
会 長	続いて完了届について事務局の説明をお願いします。
竹村次長	完了届は6件出ています。 (1番～6番を資料により朗読説明)
会 長	この件について関係地区委員より補足説明があればお願いします。
眞壁委員	1番、6月10日に泉委員と現地確認しました。建物もでき完了していました。
清原委員	2番、3番、6月11日に現地確認しました。道路から入る道があり、草が生えわかりにくいですが排水パイプも埋けてありました。
久保木委員	4番、6月10日に確認しました。完成していました。
山田委員	5番、6月6日に確認しました。完成していました。
橋本委員	6番、6月9日に確認しました。完成していました。
会 長	続きまして日程3協議事項に入ります。事務局から何かありましたらお願いします。
小川局長	これまで、屋根材に太陽光パネルを利用したハウスを今までは屋根の代替ならいいと認めていたのですが、それについての今後の方針を決めて頂ければと思います。
会 長	これまでは、農業用ハウスとしてビニールの代わりにパネルを置いてもよいとしていましたが、今回のように農業以外にも利用される可能性が高いということから農業用ハウスとしては認めないということで7月1日から施行したいと考えますが、いかがでしょうか。 (全員承諾)
後藤委員	ただし、農家や市民に知らせるため市報での公報をお願いしたいです。

小川局長	7月には広報できるようにしたいと思います。
会 長	他に何かありますか。
小川局長	●●の違反転用について報告します。5月27日付けで3回目の勧告を行っています。期限は今月28日までとしています。その後の動きを報告します。現在、現場の太陽光発電施設の上の全パネルと2列並んでいた下側の1列目の架台は撤去されていました。昨日の時点で現場に業者がおりましたので、もう1列の架台も撤去されるものと思われます。
会 長	続いてその他、ありますか。
小川局長	先程の関連になりますが、正式ではありませんが、先方は、施設の撤去後、防草発電シートという新しい機材が開発されており、これを設置したいとの意向があります。その設置については国によりますと転用許可不要とされています。農業委員会としては転用許可はいらなくても農地にそのようなものをするなら何か届出が必要であるのではないかとということで、今後その取り扱いについては、まず事前に調整会議で協議して、その取り扱いを運用させて頂き、7月の総会でその取り扱いについての要項を承認して頂けたらと考えています。
会 長	防草発電シートの設置が転用許可不要ということから、今後そのような事例が増えてくるのではないかと考えられます。農業委員会がそれを知らないというのもおかしいので。法面に限りです。要項を決めて守って頂くこと、どこにできたか把握しておかないといけないということから、このような案が出ました。●●も撤去できたら報告があると思いますので、その時確認をしてその後、調整会議かその他の会議でその運用基準を決めて、すぐに運用したいと考えています。早目に運用開始して次回の総会で皆さんに了承してほしいということです。
谷川内委員	雨が降ったら、流れて近隣に被害は出ないのですか。
会 長	そういうことや、電柱は境界境に建てるとか規定したものを作りたいと考えています。
小川局長	被害防除計画の提出も考えています。
会 長	続いてその他ですが、事務局からお願いします。

竹村次長	<ul style="list-style-type: none">・農地パトロールについて・視察研修について
藤井主幹	次回の日程は7月12日(金)の9時30分から南庁舎3階3A会議室で開催します。8月9日(金)は同じく9時30分からで場所は来月お伝えします。
会 長	他に皆さんからご意見、ご質問はございませんか。 谷岡代理が閉会の挨拶を行います。
谷岡代理	(閉会挨拶)

(閉会時刻 午後0時5分)